

【在学生】新型コロナウイルスに対する本学の方針について

2022/04/01 更新

新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルスに関する情報は、日々アップデートされるため、函館短期大学の対応もそれに応じて変化していきます。本学の動きや今後の指示は、函館短期大学ホームページ等を通じて、最新の情報を届けますので、必ず定期的に確認するようお願いします。

1. 感染予防について	
①	<p>通常の感染症予防（流水と石けんによる手洗いか、アルコールによる手指消毒・マスク等の咳エチケット）を徹底すること。</p> <p>「咳エチケットとは」(厚生労働省 HP)</p> 
②	不要不急の外出は控えるようにすること。
③	外出の場合も人ごみをできるだけ避けるようにすること。
④	通学、通勤時はできるだけマスクを着用すること。（通学バスの車内は必ずマスク着用）
⑤	咳がある場合は、安易にマスクを外さないこと。
⑥	建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による手指衛生を行ってから入室すること。
2. 感染予防への協力	
①	<p>毎日、自分自身の体調を確認する。</p> <p>1) 発熱 2) 咳 3) のどの痛み 4) 味覚・嗅覚の異常 5) 激しい倦怠感 6) 呼吸困難 7) その他の症状</p>
②	<p>起床時等に体調異常（熱がある、強いだるさ、息苦しさ、咳など）を感じた場合は、函館短期大学に連絡をする。</p> <p>症状チェック項目に照らして異常が認められると自己判断した場合は、登校せずに自宅待機等とする。</p>
③	学内への出入りに際しては手指の消毒を実施する。
④	休憩時間等には、手洗いを励行し、例外を除き学内でのマスク着用を義務付ける。
⑤	授業の途中で明らかに具合が悪い（体調異常）と感じた時には教員に申し出る。
⑥	密閉・密集空間において、近距離での会話を避ける。
⑦	食事前には、必ず手洗いをする。
⑧	食事中は、黙食を心掛け、会話は食後にマスクをしてから行う。
⑨	授業終了時及び授業中の換気に協力をする（窓及び教室扉の開放）。
⑩	授業終了後、自分が座っていた机上の消毒をする。

3. 授業の対応について

授業については、原則として年間授業日程どおりに対面授業を実施します。

しかし、地域内において著しい感染拡大がみられ、国、北海道、函館市等から緊急事態等の宣言があった場合は、対面授業と遠隔授業を組み合わせる実施したり、学年、学科、クラス等の単位で分散登校を実施することがあります。それらについては、函館短期大学から指示いたします。

4. 授業の欠席について

- | | |
|---|---|
| ① | 風邪の症状がある場合、発熱、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、激しい倦怠感、呼吸困難等の症状がある場合は、外出、函館短期大学への登校は控えること。 |
| ② | 4.①の症状により、授業を欠席する場合は、必ず函館短期大学 教務課へ事前連絡をすること。 |
| ③ | 4.①、②による授業の欠席の取り扱いについて（特別措置）
授業出・欠席の取り扱いに関する内部規程
《特別の事由による授業欠席に関する取り扱いについて》
第3条 7 第5条 第7条 を適用する。
適用期間については、別に定める。 |
| ④ | 欠席後、初めて登校したときに、速やかに教務課で所定の手続きを行う。
欠席事項届の提出（特別対応 様式第5号-1） |
| ⑤ | 4.①による授業欠席の対応について
授業欠席については、原則として補講等を保証する。 |
| ⑥ | 建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による手指衛生を行ってから入室すること。 |

5. 課外活動, サークル活動について

課外活動、サークル活動等の実施については、事前に函館短期大学 事務局長へ申し出ること。

6. 症状に関する相談について（健康管理、相談・受診の目安）

- | | |
|---|------------------------------|
| ① | 自身が濃厚接触者（※1）となった可能性があると思われる。 |
| ② | 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）がある。 |
| ③ | 高熱など強い症状がある。 |
| ④ | 比較的軽いかぜの症状が4日以上続いている。 |

①、②、③、④のいずれかにあてはまる場合、
かかりつけ医や相談窓口（※2）に相談し、指示に従ってください。

（※1）「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者などをいいます。

（※2）「相談窓口」

◆厚生労働省電話相談窓口◆

電話 0120-565-653 9時00分～21時00分

◆函館市◆

受診・相談センター

電話 0120-568-019 24時間（通話無料）

◆函館市以外にお住いの場合◆

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター

電話 0120-501-507 24時間（通話無料）

◆PCR検査を受けることになった場合◆

- ・PCR検査を受けることになったら、すぐに函館短期大学に報告してください。
- ・PCR検査の結果が出たら、すぐに函館短期大学に報告してください。
(検査結果が陽性の場合はもちろん陰性でも必ず報告)

函館短期大学 (0138-57-1800)

◆診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合◆

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められ、学校保健安全法の「第一種感染症」とみなされます。万が一、感染あるいはその疑いと診断された場合は、主治医や保健所の許可があるまで登校をしないこと。

学生は函館短期大学 (0138-57-1800) に必ず連絡してください。

主治医や保健所から登校の許可が出たら、登校時に本学指定の「欠席事項届」を合わせて事務局に提出して、授業出席停止期間の手続きを行ってください。

◆ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合◆

ご自身も既に感染している可能性がありますので、登校および就業はせず、学生は函館短期大学 (0138-57-1800) に必ず連絡して指示を受けてください。

ご家族の感染が確認された場合は、保健所の指示に従ってご自身の健康状態を監視しながら自宅で待機してください。なお、待機期間は自治体の判断で変化します。

(令和4年4月1日時点では、症状がない場合は7日間、4、5日目に受けたPCR検査が陰性の場合5日間)

<関連リンク>

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



- ・厚生労働省（新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html



- ・文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html



- ・首相官邸「新型コロナウイルス感染症対策について」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



- ・外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

